

特例実施に当たっての運用等について

国の通知（「保育所等における保育士配置に係る特例について」、「認定こども園における職員配置に係る特例について」）を踏まえ、検討すべき課題について御意見をいただきたい。

1. 朝夕等の子どもが少数となる時間帯における特例の「都道府県知事が保育士（保育教諭）と同等の知識及び経験を有すると認める者」について、明確にする必要がある。

- (1) 保育所（認定こども園）で保育業務に従事した期間が十分にある者
（常勤で1年）
- (2) 家庭的保育者
 - ・家庭的保育者等研修の基礎研修を修了した保育士
 - ・家庭的保育者等研修の認定研修を修了した者
- (3) 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者
 - ・子育て支援員基本研修及び専門研修（地域型保育コース）の全科目を修了した者

2. 幼稚園教諭及び小学校教諭の担当する保育年齢について、整理する必要がある。

幼稚園教諭及び小学校教諭が保育することができる児童の年齢については、専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心に保育することが望ましい。

また、保育に従事したことのない幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこととする。

3. 加配人員の配置に係る特例の「都道府県知事が保育士（保育教諭）と同等の知識及び経験を有すると認める者」について、明確にする必要がある。

- 1. と同様。併せて、保育士資格の取得を促していくこととする。

4. 保育士確保に向けた取組の一層の強化について、整理する必要がある。

各特例を実施するに当たっては、保育士が専門的業務に専念することができるよう、保育に直接的影響を及ぼさない事務的作業は保育士以外の者が行うなど、業務負担の見直しを行うとともに、各自治体及び保育所等においても、保育士の確保対策の一層の強化に取り組む。

5. 地域の実情に即した特例の実施について、整理する必要がある。

各特例の実施に当たっては、各地域における待機児童の発生状況や保育士の不足状況等の事情を勘案して、改正省令の規定の範囲内において、限定的に実施することが可能である。

6. 各特例の対象となる保育所等の要件について、整理する必要がある。

過去3年間の指導監査において、都道府県知事から勧告や改善命令等を受けている保育所等については、各特例の実施を認めないこととする。また、各特例の適用範囲を、保育士等の処遇改善に取り組んでいる保育所等に限定することも考えられる。

7. 特例を適用する際の手続について、検討する必要がある。

各特例の運営状況の把握をするため、例えば、特例を適用する保育所等から、特例の種類や適用する理由、知事が認める者に該当するかどうかの挙証書類、シフト表等について、市町村を経由し、各振興局に届出をしてもらうなどの手続が考えられる。